

須坂市農業委員会 令和元年 10 月総会 議事録

1 招集 令和元年 10 月 31 日(木) 午後 3 時 00 分

2 開会 令和元年 10 月 31 日(木) 午後 3 時 00 分

3 閉会 令和元年 10 月 31 日(木) 午後 3 時 30 分

4 場所 須坂市議会第 4 委員会室

5 出席した農業委員 (14 人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	谷口みづ子	推進委員	15 番	竹前清孝
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	7 番	斎藤 稔	〃	16 番	小林郁雄
農業委員	1 番	坂本正雄	〃	8 番	山岸和人	〃	18 番	小林英次
〃	2 番	茂木 都	〃	9 番	中村嘉博	〃	19 番	神林秀明
〃	3 番	中澤秀樹	〃	10 番	宮尾哲雄	〃	20 番	豊田耕一
〃	4 番	小林 昇	〃	11 番	春原 博	〃	21 番	依田浩明
〃	5 番	長野 衛	〃	12 番	平野 正	〃		

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 17 番 市川和志

7 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号(2 アール未満の届出)の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 10 月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、農業委員総数 14 人中全員の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立をご報告いたします。

市川和志推進委員から欠席の連絡がありましたので申し添えます。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長

どうもご苦労様です。先の台風19号によりまして、当市におきましても農作物等に変な被害が出ました。千曲川堤外地におけるリンゴ畑、モモ畑等が冠水しまして甚大な被害になったわけですが、被害に遭われた農家の皆様にこの場を借りて心よりお見舞い申し上げたいと思います。

また、台風の関係は協議事項にありますのでよろしくお願いしたいと思います。

さて、このところ天候の方も良くなりまして農作物の収穫も大方目途がついたというなかで、10月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

それでは、10月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、3番 中澤秀樹委員、4番 小林昇委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数5件を議題といたします。

最初にNo.1の1件について、審議いたします。

この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号20番 豊田耕一委員の退席をお願いします。

なお、議決後は着席を認めます。

それでは、事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第22号のNo.1の1件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第22号のNo.1の1件については、許可と決定しました。

それでは、豊田耕一委員の着席を認めます。

議長

次に、議案第22号のNo.2からNo.5までの4件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

7番

No.4とNo.5ですが、種苗法が4月から廃止となりましたが、長野県原種センターが稲、麦、大豆等の種子を生産しているんですが、その内原種を原種センターで作っていただき、去年、今年と現地の種子の採取圃場で馬鹿苗病が発生した所があって、それを防ぐには数年休耕しなければいけないということで、田を借りて無病の所で作ることにしたそうです。よろしくお願いいたします。

1番

No.2の関係で、譲受人に息子さんがいましたが、数年前にお亡くなりになり、現在耕作されているのは、譲受人の奥さんとお孫さんでブルーとブドウ等を栽培されています。今回の申請地は譲受人の土地の隣接している場所ということもあり申請されたのでよろしくお願いいたします。

議長

ほかにないようですので推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございま

せんか。

議長 ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようですので、採決を行います。議案第 22 号のNo.2 からNo.5 までの 4 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 22 号のNo.2 からNo.5 までの 4 件については、許可と決定しました。

議長 次に、議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3 番 本件につきましては、法違反であるわかりましたので、私が指導し是正をしなければいけないということで申請されたものですのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかにないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いいたします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、採決を行います。議案第 23 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 23 号の 1 件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 7 件を議題といたします。

最初に、議案第 24 号のNo.1 からNo.4 までの 4 件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 24 号のNo.1 からNo.4 までの 4 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 24 号のNo.1 からNo.4 までの 4 件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第 24 号のNo.5 からNo.7 までの 3 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3 番 No.7 の件ですが、譲渡人が長野市へ転居するということで、畑について隣接の譲渡人へ贈与するということですのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかにないようでありますので、推進委員さんでありますたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 24 号のNo.5 からNo.7 までの 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは
挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 24 号のNo.5 からNo.7 までの 3 件については、決定
とすることに決定しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 13 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件、
報告第 14 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 1 件、
及び報告第 15 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号（2 アール未満の届出）の規定による届
出について、事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、10 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名委員

署名委員